

令和7年10月26日執行

資料番号
1

牧之原市長選挙 牧之原市議会議員選挙

立候補及び選挙運動に関する 各種届出の手引

牧之原市選挙管理委員会

目 次

立候補届について

- 1 はじめに..... 1
- 2 事前審査の日時・場所 1
- 3 立候補届出の日時・場所 1
- 4 立候補届出に必要な書類 1～2
- 5 立候補届出時に交付される物品 2

立候補届出書類の書き方

- 1 候補者届（様式第1号） 3
- 2 候補者推薦届（様式第2号） 4
- 3 宣誓書（様式第3号） 4
- 4 通称使用申請書（様式第4号） 4～5
- 5 認定書（様式第4号の2） 5
- 6 候補者推薦届出承諾書（様式第5号） 5
- 7 選挙人名簿登録証明書（様式第6号） 5
- 8 選挙人名簿登録証明書交付申請書（様式第6号の2） 5～6
- 9 所属党派証明書 6
- 10 戸籍の全部事項証明（謄本）又は個人事項証明（抄本） 6
- 11 住民票..... 6
- 12 供託証明書 6

立候補届以外の各種届出

- 1 立候補届出と同時に提出してもらう各種届出書類 7
- 2 その他各種届出書類 7
- 3 選挙期日後提出する書類等 8
- 4 その他の届出書類等 8

立候補届出以外の各種届出書類の書き方

- 1 選挙事務所設置届（様式第8号） 9
- 2 推薦届出代表者証明書（様式第10号） 9
- 3 出納責任者選任届（様式第11号） 9～10
- 4 届出書（報酬を支給する者）（様式第16号） 10
- 5 選挙立会人となるべき者の届出書（様式第17号） 10～11
- 6 交付資材受領書（様式第24号） 11

***** 必要に応じて届け出る書類 *****

7	選挙事務所異動届（様式第9号）	11
8	出納責任者異動届（様式第12号）	11～12
9	出納責任者解任書（様式第13号）	12
10	出納責任者辞任書（様式第14号）	12
11	出納責任者職務代行開始(終了)届（様式第15号）	12
12	個人演説会開催申出書（様式第21号）	12
13	選挙運動用ビラ届出書（様式第25号）	12
14	選挙運動用ビラ証紙交付票（様式第26号）	12

***** 選挙期日後提出する書類 *****

15	選挙運動費用収支報告書（様式第22号）	13
16	領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（様式第23号）	13
17	収入簿・支出簿（公職選挙法施行規則30号様式）	13

***** その他の書類 *****

18	候補者辞退届（様式第7号）	13
----	---------------	----

選挙公報について

1	掲載文の事前審査	14
2	掲載申請書の提出日	14
3	掲載申請に必要な書類	14
4	選挙公報への掲載順序	14
5	掲載文の記載上の注意	14～15

選挙運動について

1	支給できる実費弁償及び報酬の額	22
2	選挙運動費用の制限額	22

収支報告について

1	選挙運動費用収支報告書の提出期限	23
2	選挙運動費用収支報告書の書き方	23～26

その他、選挙運動に関する主な禁止事項

その他の連絡事項

立候補届について

1 はじめに

立候補及び選挙運動に関する各種届出の手続は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則に細かく定められています。立候補その他の届出はこれらの諸規定に完全に適合しているとき、はじめて受理されます。特に立候補の届出については書類の記載事項に不備があったり、添付すべき書類が欠けていたために届出が受理されなかったり、届出受理事務に時間がかかり選挙運動に支障を来す場合もあります。

選挙に立候補しようとする方は、この手引きをよく読んだ上で関係書類を整え、下記の立候補届出書類の事前審査日には必ず審査を受け、届出が円滑に受理されるよう準備をお願いします。

なお、原則として選挙関係書類に係る届出等の押印については廃止されました。については、選管で指定する箇所（従来、認印が必要であった箇所）については必ず「自署」していただくようお願いします。

2 事前審査の日時・場所

日 時 令和7年10月9日（木）、10月10日（金）

午前9時から午後5時まで

＊後日、改めて立候補予定者の皆様に日時を通知いたしますので、指定した時間にお越しください。

場 所 牧之原市役所 榛原庁舎 6階会議室1

3 立候補届出の日時・場所

日 時 令和7年10月19日（日） 午前8時30分から午後5時まで

場 所 牧之原市役所 榛原庁舎 6階会議室1

注）届出順は到着順ですが、8時30分以前に到着した方が2名以上ある場合は、くじで順番を決めます。8時30分以降で到着が同時の場合も、くじで順番を決めます。

4 立候補届出に必要な書類

◎は全員が必要、○は場合により必要となります。

書 類 名	様 式	本人立候補の場合	推薦立候補の場合
候 補 者 届	1号	◎	
候 補 者 推 薦 届	2号		◎
宣 誓 書	3号	◎	◎（候補者本人が記入）

書 類 名	様 式	本人立候補の場合	推薦立候補の場合
通 称 使 用 申 請 書	4号	○	○(候補者本人が記入)
認 定 書	4号の2	○(市選管が交付)	○(市選管が交付)
候補者推薦届出承諾書	5号		◎(候補者本人が記入)
選挙人名簿登録証明書	6号		◎(市選管が交付)
選挙人名簿登録証明書交付申請書	6号の2		◎(立候補届事前審査日に提出)
所 属 党 派 証 明 書		○	○
全部事項証明又は個人事項証明(戸籍謄本又は抄本)		◎	◎(候補者本人のもの)
供 託 証 明 書		◎	◎
住 民 票		◎	◎(候補者本人のもの)

5 立候補届出時に交付される物品

品 名		数 量	備 考
1	選挙運動用自動車(船舶)表示板	1 枚	注1 参照
2	選挙運動用拡声機表示板	1 枚	
3	街頭演説用標旗	1 枚	
4	運動員腕章	1 組(11枚)	
5	乗車用腕章	1 組(4枚)	
6	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚	注2 参照
	選挙運動用通常葉書差出票	市長40枚 市議10枚	
7	新聞広告掲載資格証明書	2 枚	注3 参照

注1 再交付は原則として行わないので、受領の際に数量を確認してください。

注2 候補者用葉書を発送する場合、日本郵便株式会社にその葉書とともに提出する証明書です。

注3 新聞広告をする場合、新聞社等に原稿とともに提出する証明です。
(新聞広告は有料です。)

立候補届出書類の書き方

1 候補者届（様式第1号）

①候補者

- ・戸籍簿に記載された氏名を記入する。ただし（濱→浜 澤→沢）等、旧字体のものを、常用漢字表の通用字体又は人名用漢字別表の字体に直して記載することは差し支えない。
- ・通称使用を申請する場合でも、通称による記入は認められないので注意すること。
- ・文字は楷書で明瞭に記入し、必ず ひらがな で「ふりがな」をつけること。

②性別

男女の別を記入すること。

③本籍

都道府県名から明確に記入すること。

④住所

住民基本台帳に記載された住所を都道府県名から記入すること。

住民票の写しを取り寄せて確認する。

供託証明書に記載された住所と一致する。

⑤生年月日及び年齢

戸籍簿に記載された生年月日を記入すること。

年齢は投票日（10月26日）現在の満年齢を記入すること。

⑥党派

所属党派証明書の名称を記入する。所属党派証明書がない場合は、「無所属」と記入すること。

⑦職業

できるだけ詳細に記入すること。例えば単に「会社員」と書かないで「〇〇会社社員」というように記入する。現に公職にある者も、公職名は記入しない。

⑧一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

⑨選挙

選挙名は印刷されているので確認すること。

⑩日付

令和7年10月19日と記入すること。

⑪氏名

戸籍簿の氏名を候補者本人が署名すること。

2 候補者推薦届（様式第2号）

- | | | |
|--------|---|--------------------|
| ①候補者 | } | 書き方は候補者届（様式第1号）と同じ |
| ②性別 | | |
| ③本籍 | | |
| ④住所 | } | 書き方は候補者届（様式第1号）と同じ |
| ⑤生年月日 | | |
| ⑥党派 | | |
| ⑦職業 | | |
| ⑧選挙 | | |
| ⑨日付 | | |
| ⑩推薦届出者 | | |

- ・住民基本台帳に記載された推薦者本人の住所を「静岡県」から記入すること。
 - ・推薦者の戸籍簿氏名を推薦者本人が署名すること。
 - ・推薦者本人の生年月日を記入すること。
- ※推薦届出者は牧之原市の選挙人名簿に登録されている者でなければならない。

3 宣誓書（様式第3号）

- ①日付
令和7年10月19日と記入すること。
- ②住所・氏名
現住所を記入、戸籍簿の氏名を候補者本人が署名すること。

4 通称使用申請書（様式第4号）

- ①候補者
戸籍名を記入し、ひらがなで「ふりがな」をつけること。
- ②呼称
使用したい通称を記入し、ひらがなで「ふりがな」をつけること。
- ③日付
令和7年10月19日と記入すること。
- ④住所・氏名
現住所を記入、戸籍簿の氏名を候補者本人が署名すること。

- ・通称とは、戸籍名以外でペンネームや芸名のように広く一般に通用しているものでなければなりません。
- ・屋号や肩書きなどは、通称として認められません。
- ・漢字をかなに直す場合も申請が必要です。
- ・旧字体を、それに対応する常用漢字体に直す場合及び誤字・俗字を正字に変更する場合は、申請する必要はありません。
- 例（ 濱 → 浜 澤 → 沢 瀧 → 滝 嶋 → 島 實 → 実）
- ただし、斎 → 齊のように、慣用として略字のような意味で使用している場合でも、本来異なる字の場合には、申請が必要です。
- ・通称使用が認められると立候補届出の告示等に通称が記載されます。

5 認定書（様式第4号の2）

呼称を通称として認定した場合に、選挙長が発行する認定書です。

6 候補者推薦届出承諾書（様式第5号）

①日付

令和7年10月19日と記入すること。

②住所

住民基本台帳に記載された住所を都道府県名から記入すること。

③氏名

戸籍簿の氏名を候補者本人が署名すること。

④推薦届出者

推薦届出者の氏名を記入すること。

7 選挙人名簿登録証明書（様式第6号）

牧之原市選挙管理委員会が発行する証明書です。（推薦届出者が、牧之原市の選挙人名簿に登録されていることを証明するために必要となります）証明書の交付を受けるには、事前審査の際に「選挙人名簿登録証明書交付申請書（様式第6号の2）」を選挙管理委員会に提出してください。推薦届出者が2人以上の場合は、全員について証明を受ける必要があります。

8 選挙人名簿登録証明書交付申請書（様式第6号の2）

①現住所

推薦届出者の現住所を記入すること。

②選挙人名簿に記載されている住所

推薦届出者の選挙人名簿に記載されている住所を記入すること。

③生年月日

推薦届出者の生年月日を記入すること。

④日付

申請する日を記入すること。

(事前審査日であれば令和7年10月9日又は10月10日)

⑤氏名

推薦届出者の戸籍名を記入すること。

【以下は、候補者届(様式第1号)の添付資料です】

9 所属党派証明書

各党派において定められている代表者が発行した証明書です。

10 全部事項証明又は個人事項証明(戸籍謄本又は抄本)

最近のもの(おおむね3箇月以内のもの)を用意すること。

(市民課で申請してください)

11 住民票

なるべく最近のもの(おおむね3箇月以内)を用意すること。

(市民課で申請してください(コンビニ等でも発行可能です))

12 供託証明書【地方選挙の手引 P32～】

公職選挙法第92条第1項

法務局で発行する証明書です。(供託金：市長100万円、市議会議員30万円)

立候補届以外の各種届出

1 立候補届出と同時に提出する各種届出書類

※ ◎は全員が必要、○は場合により必要となります。

書類名	様式	本人立候補の場合	推薦立候補の場合
選挙事務所設置届	8号	◎	◎
推薦届出代表者証明書 (推薦届出者が2名以上いる場合のみ必要)	10号		○
出納責任者選任届	11号	◎	◎
届出書(報酬を支給する者)	16号	◎	◎
選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書	17号	◎	◎
選挙公報掲載申請書	18号	◎	◎
交付資材受領書	24号	◎	◎
選挙運動用ビラ届出書	25号	◎	◎
選挙運動用ビラ証紙交付票	26号	◎	◎

※選挙公報への掲載を申請する場合には選挙公報掲載申請書(様式18号)が必要です。この場合、掲載文の事前審査を必ず受けてください。(別記「選挙公報について」を参照)

2 その他の各種届出書類

書類名	様式	本人立候補の場合	推薦立候補の場合
選挙事務所異動届 (選挙事務所を異動した場合だけに)	9号	○	○
出納責任者異動届 (出納責任者を異動した場合だけに)	12号	○	○
出納責任者解任書の写 (出納責任者の異動原因が解任による場合)	13号	○	○
出納責任者辞任届の写 (出納責任者の異動原因が辞任による場合)	14号	○	○
出納責任者職務代行 開始(終了)届	15号	○	○
選挙公報掲載文修正 (掲載写真取換)申請書	19号	○	○
選挙公報掲載申請 撤回申請書	20号	○	○
個人演説会開催申出書	21号	○	○

3 選挙期日後提出する書類等

書類名	様式	本人立候補の場合	推薦立候補の場合
選挙運動用 収支報告書	22号	◎	◎
領収書等を徴し難い事情 があった支出の明細書	23号	◎	◎
収入簿、支出簿	公選規則 30号	提出は不要であるが、3年間は保存する。	

4 その他の届出書類等

候補者辞退届出書（様式第7号）

立候補届以外の各種届出書類の書き方

1 選挙事務所設置届（様式第8号） 法第130条

- ①候補者氏名 戸籍名又は通称を記入する。
- ②選挙事務所所在地 都道府県名から記入する。また、住所の下に建物の名称を（ ）書きする。〔例（△△ビル2階）（▽▽家住宅）〕
- ③電話番号 設置されている全ての電話番号を記入する。
- ④設置年月日 令和7年10月19日（選挙運動の初日から設置した場合）
- ⑤日付 令和7年10月19日
- ⑥設置者住所 都道府県名から記入する。
- ⑦設置者氏名 設置者が候補者の場合は戸籍名又は通称を記入する。
設置者が推薦届出者の場合は戸籍名を記入する。
（推薦届出者が2人以上の場合は代表者1人を記入し、様式第10号の「推薦届出代表者証明書」を添付すること。）

☆☆設置者が推薦届出者の場合は、破線以下の欄も記入する。☆☆

- ⑧日付 上記日付と同日
- ⑨推薦届出者 上記の推薦届出者の戸籍名を記入
- ⑩候補者 候補者の戸籍名又は通称を記入する。

2 推薦届出代表者証明書（様式第10号）

推薦届出者が2人以上いる場合のみ必要となる。

- ①住所 代表者の住所を都道府県名から記入する。
- ②氏名 代表者の戸籍名を記入する。
- ③生年月日 代表者の生年月日を記入する。
- ④推薦届出者住所 代表者以外の推薦届出者の住所を都道府県から記入する。
- ⑤ " 氏名 代表者以外の推薦届出者の戸籍名を記入する。

3 出納責任者選任届（様式第11号） 法第180条

- ①出納責任者氏名 戸籍名を記入する。
- ② " 住所 都道府県名から記入する。
- ③ " 職業 詳細に記入する。
- ④ " 生年月日 生年月日を記入する。
- ⑤ " 選任年月日 選任した年月日を記入する。
- ⑥候補者氏名 戸籍名又は通称を記入する。

- ⑦日付 令和7年10月19日
- ⑧選任者住所 都道府県名から記入する。
- ⑨ 〃 氏名 選任者が候補者の場合は戸籍名又は通称を、選任者が推薦届出者の場合は戸籍名を記入する。

4 届出書（報酬を支給する者）（様式第16号）【地方選挙の手引 P219～】

公職選挙法第197条の2第2項の規定により、事務員（出納責任者は含まない。）、車上等運動員（いわゆる「ウグイス嬢等」のこと。選挙運動員は含まない。）及び手話通訳に報酬を支給することができるが、この場合にあらかじめ届け出ておく書類である。前もって、この届出をしておかないと報酬を支払うことができないので注意を要する。事務員、車上等運動員及び手話通訳以外に労務者（ポスター貼り、看板の運搬等単純労務を行う者）にも報酬を支給できるが、この届出書には記入を要しない。

出納責任者・選挙運動員 …… 報酬を支給できない

事務員・車上等運動員(ウグイス嬢)・手話通訳者 …… 報酬を支給できる …… 届出必要

労務者 …… 報酬を支給できる …… 届出不要

報酬を支給できる（事務員＋車上等運動員＋手話通訳者）人数は

市長選挙の場合 …… 1日12人以内（延員数60人）

市議会議員選挙の場合 …… 1日 9人以内（延員数45人）

注）全員を異なる人員とすることもできるが、使用する期間を所定欄に明確に記入すること。

- ①日付 届出した日付を記入する。
- ②候補者氏名 戸籍名又は通称を記入する。
- ③氏名 戸籍名を記入する。
- ④住所 都道府県名から記入する。
- ⑤年齢 10月26日現在の満年齢を記入する。
- ⑥使用する者の別 「事務員」「車上等運動員」「手話通訳者」の別を記入する。
- ⑦使用する期間 例 △月△日～▽月▽日
△月△日と▽月▽日

5 選挙立会人となるべき者の届出書（様式第17号）

選挙会（投票が行われた場合には開票の立会を含む。）における立会人になる者の届出です。

立会人は牧之原市の当該選挙の選挙人名簿に登録されている者に限られます。各候補者から届出のあった者が10人を超える場合又は同一政党3人以上の場合は、くじを行い、10人以下かつ同一政党2人以下の立会人が決定されます。

- ①立会人となるべき者の住所 都道府県名から記入する。
- ② // 氏名 戸籍名を記入する。
- ③ // 生年月日 生年月日を記入する。
- ④日付 届出日を記入する。
- ⑤候補者党派 立候補届出書に記入した政党名を記入する。
- ⑥ // 氏名 戸籍名又は通称を記入する。

－ 承 諾 書 －

- ⑦日付 届出日を記入する。
- ⑧住所 立会人となるべき者の住所を記入する。
- ⑨氏名 立会人となるべき者の戸籍名を記入する。
必ず本人が署名すること。
- ⑩候補者氏名 戸籍名又は通称を記入する。

6 交付資材受領書（様式第 24 号）

- ①日付 令和 7 年 1 0 月 1 9 日
- ②候補者氏名 戸籍名又は通称を記入する。
- ③受領者氏名 受領する本人が戸籍名を署名すること。

***** 必要に応じて届け出る書類 *****

7 選挙事務所異動届（様式第 9 号） 法第 130 条

- ①候補者氏名 戸籍名又は通称を記入する。
- ②旧所在地 先に届出済みの事務所所在地を都道府県名から記入する。
- ③新所在地 異動後の事務所所在地を都道府県名から記入する。また、住所の下に建物の名称を（ ）書きする。
[例（△△事務所）（▽▽家住宅）]
- ④電話番号 異動後の事務所に設置されている全ての電話番号を記入する。
- ⑤異動年月日 事務所の異動日を記入する。
- ⑥日付 届出する日を記入する。（異動年月日と同日）
- ⑦設置者住所 都道府県名から記入する。
- ⑧ // 氏名 設置者が候補者の場合は戸籍名又は通称を記入する。
設置者が推薦届出者の場合は戸籍名を記入する。

8 出納責任者異動届（様式第 12 号） 法第 182 条

- ①新任者氏名 新任者の戸籍名を記入する。
- ②住 所 新任者の住所を都道府県名から記入する。

- ③職 業 新任者の職業を詳細に記入する。
- ④生 年 月 日 新任者の生年月日を記入する。
- ⑤旧任者氏名 旧任者の戸籍名を記入する。
- ⑥異動年月日 異動した年月日を記入する。
- ⑦異動の種別及び理由
- 1 解任による異動の場合は出納責任者解任書（様式第 13 号）の写しを添付する。
- 2 辞任による異動の場合は出納責任者辞任届（様式第 14 号）の写しを添付する。
- 3 死亡による異動の場合は死亡年月日を記入する。
- ⑧候補者氏名 戸籍名又は通称を記入する。
- ⑨日 付 届出日を記入する。（異動年月日と同日）
- ⑩選任者住所 都道府県名から記入する。
- ⑪ // 氏名 選任者が候補者の場合は戸籍名又は通称を、選任者が推薦届出者の場合は戸籍名を記入する。

9 出納責任者解任書（様式第 13 号） 法第 182 条

出納責任者を解任する場合、選任者が出納責任者本人に通知する書類

10 出納責任者辞任届（様式第 14 号） 法第 182 条

出納責任者を辞任する場合、出納責任者本人が選任者に通知する書類

11 出納責任者職務代行開始（終了）届（様式第 15 号） 法第 183 条

出納責任者の職務を代行する場合に、その開始時と終了時に選挙管理委員会に届ける書類

12 個人演説会開催申出書（様式第 21 号） 法第 163 条

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合に、開催すべき日前 2 日までに選挙管理委員会に提出する書類（立候補届出以前には提出できない。）

13 選挙運動用ビラ届出書（様式第 25 号） 法第 142 条

ビラについては選挙管理委員会へ届け出たものでなければ頒布できないため、あらかじめ頒布しようとするビラの見本を添えて提出する書類

14 選挙運動用ビラ証紙交付票（様式第 26 号） 法第 142 条

届出を済ませたビラについては、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布できないため、証紙の交付を受けるために提出する書類

***** 選挙期日後提出する書類 *****

- 15 選挙運動費用収支報告書（様式第 22 号） 法第 189 条
選挙期日後 15 日以内に提出しなければならない。（別記「収支報告について」を参照）

- 16 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（様式第 23 号） 法第 189 条
領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その事情、金額、支出年月日、目的等を記載し、収支報告書に添付して提出するものです。

- 17 収入簿・支出簿（公職選挙法施行規則 30 号様式）
出納責任者が備え、記載しなければならない会計簿です。「選挙運動費用収支報告書（様式 22 号）」とは別の書類となり、報告書を作成するための原本となる書類です。提出の必要はありませんが、領収書と共に 3 年間保存しなければなりません。

***** その他の書類 *****

- 18 候補者辞退届出書（様式第 7 号）
候補者の辞退は、立候補届出日の午後 5 時を過ぎるとすることができません。
口頭による辞退もできませんし、辞退できるのは候補者本人のみであって、推薦届出者はたとえ本人の承諾を得ても、その権限はありません。
- | | |
|--------|---------------------------|
| ①候補者 | 戸籍名を記入する。 |
| ②事由 | 辞退する理由を記入する。 |
| ③日付 | <u>令和 7 年 10 月 19 日</u> |
| ④候補者氏名 | <u>戸籍簿の氏名を候補者本人が署名する。</u> |

選 挙 公 報 に つ い て

1 掲載文の事前審査（立候補届出書類の事前審査日と併せて実施）

日 時 令和7年10月9日（木）、10日（金） 午前9時から午後5時まで
※後日、改めて立候補予定者の皆様に日時を通知いたします。

場 所 牧之原市役所 榛原庁舎 6階会議室 1
※印刷準備の都合から、同一内容の掲載文及び写真を2部用意していた
だき、内1部をこの日に選挙管理委員会でお預かりいたします。

2 掲載申請書の提出日（立候補届出書類の提出日と同じ）

日 時 令和7年10月19日（日） 午前8時30分から午後5時まで

場 所 牧之原市役所 榛原庁舎 6階会議室

3 掲載申請に必要な書類

- ①選挙公報掲載申請書（様式第18号） 1部
- ②選挙公報掲載文 2部
- ③選挙公報掲載用写真 2部

※ただし、②③は事前審査時に1部を提出済みのため、各1部でよい。

4 選挙公報への掲載順序

立候補届出日（10月19日）の午後5時15分に、選挙管理委員会がくじで決定する。
候補者又はその代理人はこのくじに立ち会うことができます。（選挙公報発行条例第4条）

※くじの実施日時及び場所：10月19日（日） 午後5時15分

市役所榛原庁舎6階会議室1

5 掲載文の記載上の注意

- ①用 紙 選挙管理委員会が交付する原稿用紙を使用すること。
- ②記載方法 活字、ペン又は毛筆を用いた手書きのどちらでもよいが、黒色で明瞭に記載し、濃淡があってはならない。
- ③字 数 制限はない。（原稿用紙枠からはみ出さないように）
- ④使用文字 掲載文は、通常使用する文字・句読点・かぎ・括弧・記号・符号及び罫線を使用して記載すること。
- ⑤ふりがな 氏名欄の氏名以外にはふりがなを付けることができない。
- ⑥図画 図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載使用とする場合は、それらの部分に係る面積の合計面積は、掲載文の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

- ⑦写真 3箇月以内に撮影された候補者自身の無背景、無帽の胸像、白黒（カラー可）で、原稿用紙の写真欄に入る大きさと鮮明なもの
 （写真裏面に候補者氏名・撮影年月日を記載してください）

⑧その他

- （１） 氏名欄には、候補者の氏名（通称申請をする場合にはその通称名）を記載し、所属党派・無所属の旨・住所・性別・生年月日等を併せて記載できる。ただし、破線内には氏名及びふりがなのみを記入すること。
- （２） 掲載文は、他人の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、商品広告、営業宣伝等選挙公報としての品位を落とすような内容であってはならない。

※ 詳細については、資料4を参照のこと。

選 挙 運 動 に つ い て

事項・運動の態様	内 容 ・ 手 続
① 選挙運動の期間 (129) P70～ ※ カッコ内の数字は公職選挙法の条文、以下同じ。 ※ P数字は、「地方選挙の手引き」参照頁	立候補の届出のあった日（現実に選挙長が届出を受理したとき）から選挙の期日（投票日）の前日まで。
② 選挙事務所 (130～132) P80～ (143) (132) (134)	・ 設置箇所 1 箇所 ・ 設置者は、候補者又は推薦届出者（この場合は候補者の承諾がいる。） ・ 1 日に、1 回を超えての移動（廃止に伴う設置を含む。）禁止 ・ 設置し、又は異動したときは、市選管に文書で届け出る。 (様式 8～10号) ・ 事務所を表示するためのもの ポスター、立札、看板の類・・・全部で 3 つまで 規格（350cm×100cm以内） ちょうちん・・・1 個 規格（高さ85cm×直径45cm 以内） 選挙当日も掲示することができる。 ・ 投票当日においては、投票所を設けた場所の入り口から300m 以内（直線距離）の事務所は設置が禁止される。（閉鎖または移転しなければならない）
③ 休憩所等の禁止 (133) P91～	・ 休憩所その他これに類似する設備を設置することはできない。
④ 自動車（船舶）、拡声機 の使用 (141) P92～ (141の2) (143)	・ 自動車（船舶）1 台 市選管が交付する表示板をフロントグリルの前などの見やすい場所につける。 ・ 乗車できるのは、候補者及び運転手を除いて 4 名までであり、市選管が交付する乗車証腕章を着用する。 (ただし、その自動車の乗車定員に従う。) ・ 自動車に取り付けて使用できるもの ※積載許可（牧之原署） ・ ポスター、立札、看板の類・・・数に制限なし 規格（273cm×73cm以内） ・ ちょうちん・・・1 個 規格（高さ85cm× 直径45cm以内） ・ 拡声機・・・一そろい 市選管が交付する表示板をつける

事項・運動の態様	内 容 ・ 手 続
⑤ 通常葉書の使用 (142) P136～ (公職選挙郵便規則)	・ 枚数（市長8,000枚、市議会議員2,000枚） - 選挙長が交付する候補者用通常葉書使用証明書を、同証明書に記載されている郵便局に提示して、無償で交付を受ける。 （私製葉書を使用する場合は同様に表示を受ける。） - 差し出しは、選挙運動用通常葉書差出票を添えて、郵便局の窓口へ。
⑥ 候補者の着用するもの (143①Ⅲ) P118～	・ たすき、胸章、腕章の類 （数、規格、記載内容の制限はない。）
⑦ 新聞広告 (149) P158～	・ 回数・・・2回（有料）選挙長が交付する新聞広告掲載資格証明書を希望する新聞社に広告原稿とともに提出する。 2つの異なる新聞に1回ずつ掲載してもよい。 ・ 広告スペース 横9.6cm、縦2段組以内。 色刷りは認められない。記事下に限る。
⑧ 選挙運動のために使用するポスター (143) P123～ (144) (144の2)	・ 掲示場所 公営ポスター掲示場への掲示（貼り変えることができる。選挙当日はできない。）に限られる。 ポスター掲示場所 <u>147箇所</u> ・ 規格 42cm×30cm以内 品位を損なう内容を記載してはならない。 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載する。 候補者の氏名は選挙人に見やすいように記載しなければならない。
⑨ 連呼行為 (140の2) P107～	・ 個人演説会の会場及び街頭演説（演説会を含む。）の場所、④の選挙運動用自動車の上において（午前8時から午後8時まで）だけできる。 ・ 病院等療養施設及び学校の周辺→静穏保持に努力すること。
⑩ 車上の選挙運動 (141の3) P107～	・ 停止した<u>車上</u>→選挙運動のための演説 ・ 走行中及び停止した<u>車上</u>→連呼行為 ※ 車上は、④の選挙運動用自動車のこと。
⑪ 他の演説会の禁止 (164の3) P174～	・ 候補者は、個人演説会以外の演説会を開催することができない ・ 青年会議所等の第三者（候補者以外の者）が合同演説会を開催することもできない。
⑫ 個人演説会 (161～164、164の4) (143) (令112) P168～	・ 回数制限なし ・ 公営施設（学校、公民館等）…開催しようとする日前2日までに市選管へ文書（様式21号）で申し出る。 ・ 1施設ごとに1回限り無料。

事項・運動の態様	内 容 ・ 手 続
	(使用時間は1回について5時間まで) ・公営施設以外の施設(民間施設)…選管への申し込みは、必要ない。また、時間制限もない。 ・演説者(候補者または候補者以外の者)…録音盤の使用及び開催中その会場において④の拡声機とは別に一そろいの拡声機が使用できる。 ・文書図画の提示(掲示責任者の住所氏名を記載すること) - 会場内または会場外 - ちょうちん…1個に限る - 規格 高さ85cm 直径45cm以内 - 会場内 - ポスター、立札、看板の類 (数に制限なし) - 規格 制限なし - 会場外 - ポスター、立札、看板の類 (会場ごとに通じて2以内) - 規格 273cm×73cm以内
⑬ 街頭演説 (164の5～164の7) P177～	・回数制限なし ・演説者(候補者または応援弁士)は、演説場所にとどまり、市選管が交付する標旗を掲げて行う。 ・流し演説はできない。(長時間にわたり同一の場所にとどまて行わないように努めること。) ・④の拡声機が使用できる。 ・ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類(のぼり旗を含む)はいっさい使用することができない。 ・行うことのできる時刻…午前8時～午後8時 ・従事できる者…15人まで 4人 乗車証腕章 11人 運動員用腕章 ※ 腕章着用(市選管で交付) ・連呼行為…⑨による。
⑭ 特定の建物及び施設における演説等の禁止 (166) P183～	・国または地方公共団体が所有しまたは管理する建物(公営住宅は除く。) ・汽車、電車、バス、船舶(④の船舶を除く。)及び停車場その他鉄道地内。 ・病院、診療所その他療養施設

事項・運動の態様	内 容 ・ 手 続
	→選挙運動のためにする演説、連呼行為…禁止
⑮ 選挙公報 (172の2、市条例) P163～	・掲載申請…申請書(様式18)に掲載文(2通)、写真(2葉)を添えて市選管に申請する。(告示のあった日) ・掲載順序…市選管がくじにより定める。(立会い可) ・投票日前2日までに各世帯に配布される。 印刷は写真製版で行う。
⑯ 文書図画の撤去 (143の2)	・②の選挙事務所の廃止、④の自動車(船舶)を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、または演説会が終了したとき。 →直ちにポスター、立札、看板等を撤去すること。
⑰ 選挙期日後の挨拶行為の制限 (178) P285～	・選挙期日後において、当選または落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって行う次の事項は禁止される。 (1)戸別訪問をすること。 (2)自筆の信書及び当選(又は落選)に関する祝辞(見舞)等の答礼のためにする信書(自筆でなくともよい)を除くほか、文書図画を頒布し、掲示すること。 (3)新聞紙または雑誌を利用すること。 (4)放送設備を利用すること。 (5)当選祝賀会その他集会を開催すること。 (6)氣勢を張る行為をすること。 (7)答礼のため当選人の氏名等を言い歩くこと。
⑱ 文書図画の頒布または掲示につき禁止を免れる行為の制限 (146) P119～	・何人も、選挙運動期間中はいかなる名義をもってかを問わず、文書図画の頒布(142)または文書図画の掲示(143)の禁止を免れる行為として、<u>公職の候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他政治団体の名称または候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布しまたは掲示することはできない。</u> ・候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、または推薦届出者その他選挙運動に従事する者、候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、暑(寒)中見舞状その他これに類似する挨拶状を選挙区内に頒布し、または掲示する行為も禁止を免れる行為とみなす。

事項・運動の態様	内 容 ・ 手 続
①⑨ 飲食物の提供の禁止 (139) P110～	・何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってかを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することは禁止される。 飲食物…何ら加工を要せず、そのまま飲食に供し得るものをいう ・提供の特例（選挙運動期間中、弁当のみ） - 選挙運動に従事するもの } に対し - 選挙運動のために使用する労務者 } (45食) × 告示から投票日の前日までの日数（7日） = 315食以内を 選挙事務所に置いて { 食事のために提供する } 弁当 携行するために提供する } についてはこの限りではない。 弁当料…市選管が定める。 1食につき1,500円、1日につき4,500円以内。
②⑩ 公職選挙法上禁止されているもの P72～	・選挙運動の禁止される者 (1) 選挙事務関係者 (135) (2) 特定公務員 (136) (3) 公務員等の地位利用 (136の2) (4) 教育者の地位利用 (137) (5) 未成年者 (137の2) (6) 選挙権等を有しない者 (137の3) （これ以外に他の法令により禁止される場合がある。） ・戸別訪問の禁止 (138) P102 (演説会開催告知のための戸別訪問も禁止) ・署名運動の禁止 (138の2) P104～ ・人気投票公表の禁止 (138の3) P105～ ・氣勢を張る行為の禁止 (140) P115 ・選挙運動のために、アドバルーン、ネオン、サインまたは電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示することはできない。 (143②) P118

【政治活動と選挙運動について】

- ・政治上の目的を持って行われる一切の活動が「政治活動」と言われています。そのため、広い意味では選挙運動も政治活動の一部ですが、公職選挙法では選挙運動と政治活動を理論的に明確に区別しており、それらを定義付けすると次のように解釈できます。

《選挙運動》

特定の選挙に、特定の候補者の当選をはかることを目的に、投票行為を勧めること。選挙運動期間中のみ、認められます。（今回の選挙の場合は10/19～10/25の7日間）

《政治活動》

政治上の目的を持って行われる一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

- ・告示日(10/19)前に行われる政治活動（後援会活動）といえども、その時期や方法によっては、選挙運動とみなされ、事前運動の禁止に抵触するおそれがあります。次のようなケースには、注意が必要です。

- ◆後援会の入会申込み用のパンフレットや後援会事務所看板などに記載された、キャッチフレーズやシンボルマーク、政策スローガンは、政治活動用（後援会活動用）のもののため、選挙運動用とはなりません。

⇒ ただし、これらの政治活動用のスローガン等を、選挙運動用ポスターや選挙公報、選挙葉書、選挙運動用自動車等にそのまま使用した場合は、「選挙運動用のものを告示前から使用していた」として、その時点で告示前の後援会活動が「事前運動」であったとみなされる可能性があります。

- ◆選挙の直前においては、後援会加入勧誘活動などが事前運動とみなされる場合がありますので、十分注意していただくようお願いします。

（例）

- ・勧誘方法が不特定であったり、多数の人を対象としている場合
- ・後援会の入会申込み用のパンフレットの頒布枚数や頒布方法、時期、態様などを総合的に考えて、後援会活動を口実として特定の候補者等の氏名を普及宣伝するものと認められる場合（＝パンフレットをポスティングしたり、不特定多数の人が集まる地区の施設等に置いたり、新聞折込み等により配布したりする場合など）

1 支給できる実費弁償及び報酬の額 地方選挙の手引 P220～参照

支給者	実 費 弁 償 (実際にかかった費用に相当するものとして弁償する金銭)	報 酬 (労働の対価として支給する金銭)
選挙運動員	車 賃 実費 弁 当 料 1食につき1,500円以内 1日につき4,500円以内 茶菓子料 1日につき1,000円以内	<u>支給できない</u>
労務者	車 賃 実費 弁 当 料 提供した場合は、右記の 日額報酬から差引くこと 茶菓子料 支給できない	日額報酬 実労8時間で 10,000円以内 超過勤務手当 日額の5割以内 人数制限 なし
事務員・車上運動員・手話通訳者	車 賃 実費 弁 当 料 1食につき1,500円以内 1日につき4,500円以内 茶菓子料 1日につき1,000円以内	日額報酬 事務員 15,000円以内 車上運動員 20,000円以内 手話通訳者 20,000円以内 超過勤務手当 支給できない 人数制限 (市長選挙) 1日12人以内 延べ60人以内 (市議会選挙) 1日9人以内 延べ45人以内

備考

- 1 弁当料を実費弁償により支給したときは、弁当の制限数(315食)へ算入すること。
- 2 車上運動員とは、「ウグイス嬢」等車上での選挙運動を本務とする者を指し、一時的に車上に乗る運動員は含まない。

2 選挙運動費用の制限額

市 長 選 挙	市議会議員選挙
告示日の選挙人名簿登録者数×81円 +310万円 (概ね580万円)	$\frac{\text{告示日の選挙人名簿登録者数} \times 501\text{円}}{\text{議員定数 (16人)}} + 220\text{万円}$ (概ね320万円)

※ 決定した制限額については告示日(10月19日(日))に告示しますので、立候補届出の際に告示の(写)を配付します。また、19日現在の市選挙人名簿登録者数一覧表の(写)も、併せて配付します。

収 支 報 告 に つ い て

1 選挙運動費用収支報告書（様式第 22 号）の提出期限

- ①選挙期日告示の日前まで（準備期間）
- ②選挙期日の告示の日から選挙期日まで
- ③選挙期日経過後

の寄附やその他の収入・支出について、これらを併せて精算し、選挙期日から 15 日以内（11 月 10 日まで）に選挙管理委員会へ提出する。

上記の精算届出後に収入及び支出があった場合には、それがなされた日から 7 日以内に第 2 回目分として選挙管理委員会へ提出する。（法第 179 条、189 条、246 条）

2 選挙運動費用収支報告書の書き方

- ①住 所 候補者の住所を都道府県から記入する。
- ②氏 名 候補者の戸籍名又は通称を記入する。
- ③日 付 △年△月△日から……最初に収入・支出があった日を記入
▽年▽月▽日まで……最後に収入・支出があった日を記入

注) 1 選挙運動期間を記入するのではないので注意すること。

2 収支の最初の日は選挙準備の関係から選挙運動期間前になることもあり得るし、収支の最終の日は支払い等の関係から選挙期日後になることもあり得る。

【 収入の部 】

- ①月日：種別ごとにまとめて月日順に記入する。

- ②金額又は見積額

寄附金や自己資金など実際の収入があったものは、その金額を記入する。

無償による労務の提供、無料による事務所の借上・物品の提供等を受けた場合は、その提供分に相当する額を見積もって記入する。

- ③種別

「その他の収入」及び「寄附」の 2 種類に区分する。

- ・その他の収入…… 自己資金、借入金など
- ・寄附…… 金銭・物品の寄附、無償労務の提供、事務所無料借上等寄附の性質のもの

- ④寄附をした者： 住所、氏名（団体名）、職業を記入する。

- ⑤金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠

金銭以外の寄附又は収入について、その内容を記入する。

- | | | |
|----|-------------------|------------------------------|
| 例) | 無償労務従事 | 事務所無料借上 |
| | (○月○日、○月○日の 2 日間) | (7 日間 50 m ² 1 室) |

⑥計

寄附、その他の収入のそれぞれの合計額を記入し、さらに双方を合計した額を記入する。

⑦前回計：2回目を報告する場合のみ記入する。

⑧総額

1 回目の報告のときは「計」の欄と同額を記入し、2 回目以降は「計」と「前回計」の合計額を記入する。

⑨参考

選挙公営制度による公費負担相当額（選挙運動用ポスター又は選挙運動用ビラの作成に係るものに限る。）について記入する。

【支出の部】

①月日

「1 人件費」「2 家屋費」「3 通信費」「4 交通費」「5 印刷費」「6 広告費」「7 文具費」「8 食糧費」「9 休泊費」「10 雑費」に種類分けし、それぞれの種類ごとに月日順に記載する。この内、「2 家屋費」については、さらに「(1) 選挙事務所費」「(2) 集合会場費」に細区分し「(小計)」も記入する。

種 類		使 途
1	人件費	・ 労務者、事務員、車上運動員及び手話通訳者に対する報酬 (選挙運動員等の実費弁償は「4 交通費」「8 食糧費」に算入する。)
2 家 屋 費	(1)選挙事務所費	・ 選挙事務所借上料 ・ 机、椅子等借上料 ・ 電話架設費
	(2)集合会場費	・ 個人演説会場（机・椅子等を含む）の借上料
3	通信費	・ 事務連絡用封筒・葉書・切手代 ・ 電話機借上料及び通話料 (選挙運動用通常葉書の郵送料は無料なので計上されない。)
4	交通費	・ バス・タクシー代 (候補者自身で利用した乗り物代金は算入しない 法第197条) ・ ポスター貼り・事務連絡等に使用した自動車の借上料やガソリン代等(選挙運動用自動車に係る経費は算入しない 法第197条)
5	印刷費	・ 選挙運動用ポスター又は選挙運動用ビラの印刷代(選挙公営制度による公費負担相当額も含める) ・ 選挙運動用葉書の印刷代 等
6	広告費	・ 立札、看板、ちょうちん、たすき代 ・ 拡声機の借上料等(選挙運動用自動車に取り付けるものも含む。)

種 類	使 途
7 文具費	・紙、筆記用具、選挙事務所内で使用した消耗品等
8 食糧費	・湯茶、菓子代 ・弁当代（1,500円×315食以内） 等
9 休泊費	・宿泊料（食事2食を含む。） 等
10 雑費	・ガス、水道、電気代等の光熱水費 ・木材等の材料代 等

②金額又は見積額

物品の購入や借上料など実際に金銭を支払った場合は、その額を記入する。

無償労務の提供・無料借上・物品の無料提供などを受けた場合は、その提供分に相当する額を見積もって記入する。

③区分

すべての支出について「運動」「準備」のいずれかを記入する。

「運動」…… 選挙運動期間中に選挙運動のために要した経費

「準備」…… 選挙運動期間前に立候補の準備及び選挙運動の準備のために要した費用（看板の作製、ポスターの印刷など）

④支出を受けた者

支出を受けたものの住所、氏名（団体名）、職業を記入する。（支出を受けた者には、無償労務の提供者や建物等の無償提供者を含むので注意すること。）

⑤金銭以外の見積の根拠

無償労務の提供を受けた時間（日数）や建物等の無償借上をした期間等を記入する。（記載例【収入の部】⑤を参照）

⑥計

立候補準備のための支出、選挙運動のための支出のそれぞれの合計額を記入し、さらに双方を合計した額を記入する。

⑦前回計：2回目を報告する場合のみ記入する。

⑧総額

1回目の報告のときは「計」の欄と同額を記入し、2回目以降は「計」と「前回計」の合計額を記入する。

⑨支出のうち公費負担相当額

選挙公営制度による公費負担相当額（選挙運動用ポスター又は選挙運動用ビラの作成に係るものに限る。）について記入する。

【 その他 】

- ① 収入は、1件1万円を超えるものについて案件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記入する。
- ② 支出については全て領収書を添付すること。ただし、やむを得ない理由により 領収書を徴し難かった場合には、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」(様式第23号)に記入すること。
- ③ 選挙期日後に残務整理に要した費用は算入しない。(選挙運動期間中の債務を選挙期日後に支払っても、これは残務整理ではない。)
- ④ 選挙運動用自動車を使用するに要した経費(車の借上・ガソリン代・運転手の雇料等)及び選挙運動用通常葉書(規定枚数以内)の郵送料は算入しない。

その他、選挙運動に関する主な禁止事項

	（公職選挙法）	[手引]
①特定公務員の選挙運動の禁止	（第 136 条）	[P72]
②公務員の地位利用による選挙運動の禁止	（第 136 条の 2）	[P74]
③教育者の地位利用による選挙運動の禁止	（第 137 条）	[P77]
④その他選挙運動を禁止される者（第 137 条の 2、137 条の 3）		[P77]
⑤戸別訪問の禁止	（第 138 条）	[P102]
⑥署名運動の禁止	（第 138 条の 2）	[P104]
⑦氣勢を張る行為の禁止	（第 140 条）	[P115]
⑧特定の寄附の禁止	（第 199、200 条）	[P241]
⑨候補者等の寄附の禁止	（第 199 条の 2）	[P242]
⑩候補者等の関係会社の寄附の禁止	（第 199 条の 3）	[P247]
⑪候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	（第 199 条の 4）	[P248]
⑫後援団体に関する寄附等の禁止	（第 199 条の 5）	[P248]
⑬主な選挙犯罪	（第 221 条～223 条）	[P259]
⑭選挙期日後の挨拶行為の制限	（第 178 条）	[P285]

そ の 他 の 連 絡 事 項

1 仮設（プレハブ）選挙事務所の設置について

選挙事務所の設置について、仮設（プレハブ）の事務所を設置する場合には、建築確認申請の提出が必要となりますので、事前の申請をお願いします。

詳細につきましては、市役所都市住宅課（相良庁舎 2 階 0548-53-2633）までお問い合わせください。

2 供託物返還証明書の送付時期について

供託物の返還には、市選挙管理委員会が発行する「証明書」が必要となります。

この証明書は、市選挙管理委員会から皆様宛てに送付いたしますが、発行時期については、公職選挙法に定められた「選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て」の期間（選挙の日から 14 日以内）が経過してからとなりますので、お含みおきくださいますよう、お願いいたします。

※ 供託物返還の手続方法については、「証明書」と一緒に説明文を送付いたしますので、そちらをご覧ください。

（書類がお手元に届くのは、11 月中旬頃になります）

3 各種くじの実施日時及び場所について

くじの内容		日 時	場 所
①	候補者の氏名等を掲示する順序を定めるくじ・公報の掲載の順序を決定するくじ	19 日（日） 午後 5 時 15 分	市役所榛原庁舎 6 階会議室 1
②	選挙立会人を定めるくじ	23 日（木） 午後 5 時 15 分	

※ ①は候補者又はその代理人が、②はどなたでも立ち会うことができます。

※ くじは事務局が実施します。

牧之原市選挙管理委員会

〒421－0495

静岡県牧之原市静波 447 番地 1 榛原庁舎 3 階総務課

電話：0548-23-0050 FAX：0548-23-0039

E-mail：gyosei@city.makinohara.lg.jp